

## 非課税上場株式等管理に関する約款 新旧対照表

平成 28 年 7 月 25 日

改 定 後	改 定 前	改定理由
<p><b>第 1 条 (現行どおり)</b></p> <p><b>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p>1 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項にもとづき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下、「再開年」といいます。)または非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開</p>	<p><b>第 1 条 (省 略)</b></p> <p><b>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p>1 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項にもとづき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下、「再開年」といいます。)または非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開</p>	<p>平成 28 年 5 月 19 日・日証協通知「NISA 及びジュニア NISA に係る各種様式の改訂(平成 28 年 4 月 1 日施行)について」より約款モデルの改正が行われたため、その内容を反映させております。</p>

改 定 後	改 定 前	改定理由
<p>設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」をあわせて受領し、当社にて保管します。</p> <p>2～6 (現行どおり)</p> <p><b>第3条～第13条 (現行どおり)</b></p> <p><b>第14条 (契約の解除)</b></p> <p>1 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>(4)～(5) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><b>第15条～第16条 (現行どおり)</b></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>2016年<u>7</u>月</p>	<p>設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」をあわせて受領し、当社にて保管します。</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p><b>第3条～第13条 (省 略)</b></p> <p><b>第14条 (契約の解除)</b></p> <p>1 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者または<u>国内に</u>恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>(4)～(5) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><b>第15条～第16条 (省 略)</b></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>2016年<u>1</u>月</p>	